

○国土交通省告示第九百七十七号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十六条の二第二号並びに第八十一条第二項第一号イ及び第二号イ並びに第三項並びに建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項第一号ロ（ii）の規定に基づき、膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年六月二十八日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件等の一部を改正する告示

（膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部改正）

第一条 膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十四年国土交通省告示第六百六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定

で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	第一 (略) 2 膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法は、次に掲げる膜構造の種類に応じ、当該各号に定めるところによる。 一 骨組膜構造 次のイからホまでに定めるところによること。 イ (略) ロ 構造耐力上主要な部分に用いる膜面（張力を導入した膜材料等及び当該膜材料等と一体となる骨組又は構造用ケーブルにより荷重及び外力を負担するものをいう。以下同じ。）のうち骨組を構成する部材その他の剛性を有する部材（以下「骨組等」という。）又は膜面の周囲の構造用ケーブルで囲まれる部分の水平投影面積又は鉛直投影面積のうち最も大きい面積（以下「投影面積」という。）を千平方メートル以下とし、かつ、周囲の骨組等及び構造用ケーブルが膜材料等に生ずる力を直接負担する構造とすること。 (削る) (削る) (削る)
改正前	第一 (略) 2 膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法は、次に掲げる膜構造の種類に応じてそれぞれ当該各号に定めるところによる。 一 骨組膜構造 次のイからホまでに定めるところによること。 イ (略) ロ 構造耐力上主要な部分に用いる膜面（張力を導入した膜材料等及び当該膜材料等と一体となる骨組又は構造用ケーブルにより荷重及び外力を負担するものをいう。以下同じ。）の水平投影面積又は鉛直投影面積のうち最も大きい面積（以下「膜面の投影面積」という。）の建築物全体における合計は、千平方メートル以下とすること。ただし、第五に定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第八十五条第二項、第六項若しくは第七項に規定する仮設建築物（以下単に「仮設建築物」という。）であつて強風時において当該仮設建築物を撤去することを条件として特定行政庁の許可を受けた場合又は次に定める構造方法とした場合にあっては、この限りでない。 (1) 膜面のうち骨組を構成する部材その他の剛性を有する部材（以下「骨組等」という。）で囲まれる膜面の部分の水平投影面積又は鉛直投影面積のうち最も大きい面積を、三百平方メートル以下とすること。この場合において、周囲の骨組等が膜材料等に生ずる力を直接負担する構造とすること。 (2) 膜面における支点間距離（骨組等又は構造用ケーブルと膜材料等との定着部又は接触部（荷重及び外力に応じて膜材料等を支持するものに限る。）の相互間の距離をいう。以下同じ。）は、四メートル以下とすること。 (3) 膜面を用いた屋根の形式は、切妻屋根面、片流れ屋根面又は

ハ・ホ (略)

二 サスペンション膜構造 次のイ及びロに定めるところによること。

イ 構造耐力上主要な部分に用いる膜面のうち骨組等又は膜面の周囲の構造用ケーブルで囲まれる部分の投影面積を平方メートル以下とし、かつ、周囲の骨組等及び構造用ケーブルが膜材料等に生ずる力を直接負担する構造とすること。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第二項、第六項若しくは第七項に規定する仮設建築物（以下単に「仮設建築物」という。）であつて強風時において当該仮設建築物を撤去若しくは膜下ろしをすることを条件として特定行政庁の許可を受けた場合又は次に定める構造方法とした場合においては、この限りでない。

(1) 膜材料等の破損により支柱の倒壊その他構造耐力上主要な部分の安全上支障のある変形又は損傷が生じない構造とすること。

(2) 投影面積平方メートル以内ごとに膜面を分割した構造とすること。

ロ (略)

第二 (略)

2 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料は、次の掲げる基準に適合しなければならない。

一・六 (略)

七 コーティング材の密着強さの基準値は、膜材料の引張強さの基準値の一パーセント以上であり、かつ、幅一センチメートルにつき十二ニュートン以上であること。

八・九 (略)

十 引裂強さの基準値は、百ニュートン以上であり、かつ、引張強さの基準値に一センチメートルを乗じて得た数値の十五パーセント以

円弧屋根面とすること。

ハ・ホ (略)

二 サスペンション膜構造 次のイ及びロに定めるところによること。

イ 構造耐力上主要な部分に用いる膜面の投影面積の建築物全体における合計は、平方メートル以下とすること。ただし、仮設建築物であつて強風時において当該仮設建築物を撤去することを条件として特定行政庁の許可を受けた場合にあつては、この限りでない。

(新設)

(新設)

ロ (略)

第二 (略)

2 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。

一・六 (略)

七 コーティング材の密着強さの基準値は、膜材料の引張強さの一パーセント以上、かつ、幅一センチメートルにつき十二ニュートン以上であること。

八・九 (略)

十 引裂強さの基準値は、百ニュートン以上、かつ、引張強さに一センチメートルを乗じて得た数値の十五パーセント以上であること。

上であること。

十一・十二 (略)

3 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜構造用フィルムは、次に掲げる基準に適合しなければならない。

一～六 (略)

七 引裂強さの基準値は、厚さ一ミリメートルにつき百六十二ニュートン以上であり、かつ、引張強さの基準値に十ミリメートルを乗じて得た数値の十五パーセント以上であること。

八・九 (略)

4 (略)

5 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料等相互の接合は、膜材料等が相互に存在応力を伝えることができるものとして、次の各号のいずれか（膜構造用フィルムにあつては、第一号二）に定める接合方法としなければならない。ただし、次の各号に掲げる接合方法と同等以上に膜材料等が相互に存在応力を伝えることができるものとする場合においては、この限りでない。

一 次の表に定める膜材料等の種類に応じた次に定める接合方法

イ 縫製接合（接合する膜材料の重ね合わせた部分を端部と平行に縫製する接合方法をいう。以下同じ。） 次に定めるところによること。

(1)～(3) (略)

(4) 接合部の引張強さは、第八に規定する各糸方向の基準強度に〇・七を乗じて得た数値以上とすること。ただし、第五に定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、第八に規定する各糸方向の基準強度に〇・六を乗じて得た数値以上とすることができる。

(5) (略)

ロ 熱風溶着接合（熱風により、接合する膜材料の重ね合わせた部分のコーティング材を溶融し、当該接合する膜材料を圧着する接合方法をいう。以下同じ。） 次に定めるところによること。

十一・十二 (略)

3 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜構造用フィルムは、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。

一～六 (略)

七 引裂強さの基準値は、厚さ一ミリメートルにつき百六十二ニュートン以上、かつ、引張強さに十ミリメートルを乗じて得た数値の十五パーセント以上であること。

八・九 (略)

4 (略)

5 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料等相互の接合は、膜材料等が相互に存在応力を伝えることができるものとして、次の各号のいずれか（膜構造用フィルムにあつては、第一号二）に定める接合方法としなければならない。ただし、次の各号に掲げる接合方法と同等以上に膜材料等が相互に存在応力を伝えることができるものとする場合においては、この限りでない。

一 次の表に定める膜材料等の種類に応じた次に定める接合方法

イ 縫製接合（接合する膜材料の重ね合わせた部分を端部と平行に縫製する接合方法をいう。以下同じ。） 次に定めるところによること。

(1)～(3) (略)

(4) 接合部の引張強さは、使用する膜材料の引張強さに〇・七を乗じて得た数値以上とすること。ただし、第五に定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、使用する膜材料の引張強さに〇・六を乗じて得た数値以上とすることができる。

(5) (略)

ロ 熱風溶着接合（熱風により、接合する膜材料の重ね合わせた部分のコーティング材を溶融し、当該接合する膜材料を圧着する接合方法をいう。以下同じ。） 次に定めるところによること。

(一)	
第二項第二号の表の(一)に掲げる膜材料又は第三項第二号に掲げる膜構造用フィルム	膜材料等の種類
熱板溶着接合	接合方法

(1) (3) (略)

(4) 接合部の引張強さは、第八に規定する各糸方向の基準強度に○・八を乗じて得た数値以上とすること。ただし、第五に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、第八に規定する各糸方向の基準強度に○・七を乗じて得た数値以上とすることができる。

ハ (略)

ニ 熱板溶着接合（熱板を押し当てることにより、接合する膜材料の重ね合わせた部分のコーティング材若しくは当該部分に挿入した溶着フィルム又は接合する膜構造用フィルムの重ね合わせた部分を溶融し、当該接合する膜材料等を圧着する接合方法をいう。以下同じ。） 次に定めるところによること。

(1) (2) (略)

(3) 接合部の引張強さは、次の(i)又は(ii)に掲げる膜材料等の種類に応じ、当該(i)又は(ii)に定めるところによること。

(i) (略)

(ii) 第三項第二号に掲げる膜構造用フィルム 第八に規定する膜構造用フィルムのロール方向及びロール直交方向の第二基準強度に一・二を乗じて得た数値以上とすること。ただし、第五に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、第八に規定する膜構造用フィルムのロール方向及びロール直交方向の第二基準強度に一・一を乗じて得た数値以上とすることができる。

(一)	
第二項第二号の表の(一)に掲げる膜材料又は第三項第二号に掲げる膜構造用フィルム	膜材料等の種類
熱板溶着接合	接合方法

(1) (3) (略)

(4) 接合部の引張強さは、使用する膜材料の引張強さに○・八を乗じて得た数値以上とすること。ただし、第五に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、使用する膜材料の引張強さに○・七を乗じて得た数値以上とすることができる。

ハ (略)

ニ 熱板溶着接合（熱板を押し当てることにより、接合する膜材料の重ね合わせた部分のコーティング材若しくは当該部分に挿入した溶着フィルム又は接合する膜構造用フィルムの重ね合わせた部分を溶融し、当該接合する膜材料等を圧着する接合方法をいう。以下同じ。） 次に定めるところによること。

(1) (2) (略)

(3) 接合部の引張強さは、膜材料等の種類に応じて次に定めるところによること。

(i) (略)

(ii) 第三項第二号に掲げる膜構造用フィルム 使用する膜構造用フィルムの伸び率十パーセント時の応力に一・二を乗じて得た数値以上とすること。ただし、第五に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、使用する膜構造用フィルムの伸び率十パーセント時の応力に一・一を乗じて得た数値以上とすることができる。

(二)	(三)
第二項第二号の表の(二)又は(三)に掲げる膜材料	縫製接合、熱風溶着接合、高周波溶着接合又は熱板溶着接合
(一)及び(二)に掲げる膜材料等以外の膜材料	膜材料の品質及び使用環境その他の実況に応じた実験により(一)又は(二)と同等以上に存在応力を伝達できることが確かめられた接合

二〇四 (略)
六〇九 (略)

第五 (略)

2 (略)

3 令第八十二条第二号の表の荷重及び外力について想定する状態において、次の各号に掲げる膜面の部分の構造方法に応じ、当該各号に定める構造計算を行うこと。

- 一 膜面における支点間距離が四メートル以下である膜面の部分 令第八十二条第二号の表の短期に生ずる力について、積雪時及び暴風時(同表に定めるWについては令第八十七条に規定する風圧力の二分の一に相当する風圧力によって当該部分に生ずる力とする。)における膜材料等の部分の常時の状態からの相対変形量を計算し、当該変形量が当該膜面における支点間距離のそれぞれ十五分の一及び十分の一(その膜材料の部分の周囲の一部を構造用ケーブルに定着させた場合又は当該部分に膜構造用フィルムを使用する場合にあっては、いずれも十分の一)以下であることを確かめること。
- 二 膜面における支点間距離が四メートルを超える膜面の部分 令第八十二条第二号の表の短期に生ずる力について、積雪時及び暴風時

(二)	(三)
第二項第二号の表の(二)又は(三)に掲げる膜材料	縫製接合、熱風溶着接合、高周波溶着接合又は熱板溶着接合
(一)及び(二)に掲げる膜材料等以外の膜材料	膜材料の品質及び使用環境その他の実況に応じた実験により(一)又は(二)と同等以上に存在応力を伝達できることが確かめられた接合

二〇四 (略)
六〇九 (略)

第五 (略)

2 (略)

3 令第八十二条第二号の表の荷重及び外力について想定する状態において、次に定める膜面の部分の構造方法に応じ、それぞれ当該各号に定める構造計算を行うこと。

- 一 膜面における支点間距離が四メートル以下である膜面の部分 令第八十二条第二号の表の短期に生ずる力について、積雪時及び暴風時(同表に定めるWについては令第八十七条に規定する風圧力の二分の一に相当する風圧力によって当該部分に生ずる力とする。)における膜材料等の部分の常時の状態からの相対変形量を計算し、当該変形量が当該膜面における支点間距離のそれぞれ十五分の一及び二十分の一(その膜材料の部分の周囲の一部を構造用ケーブルに定着させた場合又は当該部分に膜構造用フィルムを使用する場合にあっては、いずれも十分の一)以下であることを確かめること。
- 二 膜面における支点間距離が四メートルを超える膜面の部分 令第八十二条第二号の表の短期に生ずる力について、積雪時及び暴風時

における膜材料等の部分の常時の状態からの相対変形量を計算し、当該変形量が当該膜面における支点間距離のそれぞれ十五分の一及び十分の一（その膜材料の部分の周囲の一部を構造用ケーブルに定着させた場合又は当該部分に膜構造用フィルムを使用する場合にあっては、いずれも十分の一）以下であることを確かめること。

における膜材料等の部分の常時の状態からの相対変形量を計算し、当該変形量が当該膜面における支点間距離の十五分の一（その膜材料の部分の周囲の一部を構造用ケーブルに定着させた場合又は当該部分に膜構造用フィルムを使用する場合にあっては、十分の一）以下であることを確かめること。

（テント倉庫建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部改正）

第二条 テント倉庫建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十四年国土交通省告示第六百六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	第二 (略) 2・5 (略) 6 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料等相互の接合は、膜材料等の存在応力を伝えることができるものとして、次の各号に掲げる膜材料等の種類に応じ、当該各号に定める接合としなければならない。 一 (略) 二 テント倉庫用膜材料 縫製接合（接合する膜材料等の重ね合わせた部分を端部と平行に縫製する接合方法をいう。以下同じ。））、熱風溶着接合（熱風により、接合する膜材料等の重ね合わせた部分のコーティング材を溶融し、当該接合する膜材料等を圧着する接合法をいう。以下同じ。））、高周波溶着接合（高周波電界を与えることにより、接合する膜材料等の重ね合わせた部分のコーティング材を溶融し、当該接合する膜材料等を圧着する接合法をいう。以下同じ。））又は熱板溶着接合（熱板を押し当てることにより、接合する膜材料等の重ね合わせた部分のコーティング材又は当該部分に挿入した溶着フィルムを溶融し、当該接合する膜材料等を圧着する接合法をいう。以下同じ。））のいずれかとし、次に定めるところによること。 イ (略) ロ 接合部の引張強さは第六第七項第一号に規定するテント倉庫用膜材料の各系方向の基準強度に〇・七を乗じて得た数値以上とすること。 ハ・ニ (略) 三 (略) 7・8 (略)
改正前	第二 (略) 2・5 (略) 6 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料等相互の接合は、膜材料等の存在応力を伝えることができるものとして、次の各号に掲げる膜材料等の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める接合としなければならない。 一 (略) 二 テント倉庫用膜材料 縫製接合（接合する膜材料等の重ね合わせた部分を端部と平行に縫製する接合方法をいう。以下同じ。））、熱風溶着接合（熱風により、接合する膜材料等の重ね合わせた部分のコーティング材を溶融し、当該接合する膜材料等を圧着する接合法をいう。以下同じ。））、高周波溶着接合（高周波電界を与えることにより、接合する膜材料等の重ね合わせた部分のコーティング材を溶融し、当該接合する膜材料等を圧着する接合法をいう。以下同じ。））又は熱板溶着接合（熱板を押し当てることにより、接合する膜材料等の重ね合わせた部分のコーティング材又は当該部分に挿入した溶着フィルムを溶融し、当該接合する膜材料等を圧着する接合法をいう。以下同じ。））のいずれかとし、次に定めるところによること。 イ (略) ロ 接合部の引張強さは使用するテント倉庫用膜材料の引張強さの数値に〇・七を乗じて得た数値以上とすること。 ハ・ニ (略) 三 (略) 7・8 (略)

（建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件の一部改正）

第三条 建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件（平成十九年国土交通省告示第五百九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第三十六条の二第五号の規定に基づき、その安全性を確かめるために地震力によって地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限って国土交通大臣が指定する建築物は、次に掲げる建築物（平成十四年国土交通省告示第四百七十四号に規定する特定畜舎等建築物を除く。）とする。 一〇七 （略） 八 平成十四年国土交通省告示第六百六十六号に規定する骨組膜構造の建築物であつて、次のイ又はロに該当するもの以外のもの イ 次の(1)及び(2)に該当するもの (1) 次の(i)から(iii)までに規定する構造方法に該当するもの (i) 膜面（張力を導入した膜材料及び当該膜材料等と一体となる骨組又は構造用ケーブルにより荷重及び外力を負担するものをいう。以下同じ。）のうち骨組を構成する部材その他の剛性を有する部材（以下「骨組等」という。）で囲まれる膜面の部分の水平投影面積又は鉛直投影面積のうち最も大きい面積を、三百平方メートル以下とすること。この場合において、周囲の骨組等が膜材料等に生ずる力を直接負担する構造とすること。 (ii) 膜面における支点間距離（骨組等又は構造用ケーブルと膜材料等との定着部又は接触部（荷重及び外力に応じて膜材料等を支持するものに限る。）の相互間の距離をいう。）は、四メートル以下とすること。 (iii) 膜面を用いた屋根の形式は、切妻屋根面、片流れ屋根面又は円弧屋根面とすること。 (2) （略）	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第三十六条の二第五号の規定に基づき、その安全性を確かめるために地震力によって地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限って国土交通大臣が指定する建築物は、次に掲げる建築物（平成十四年国土交通省告示第四百七十四号に規定する特定畜舎等建築物を除く。）とする。 一〇七 （略） 八 平成十四年国土交通省告示第六百六十六号に規定する骨組膜構造の建築物であつて、次のイ又はロに該当するもの以外のもの イ 次の(1)及び(2)に該当するもの (1) 平成十四年国土交通省告示第六百六十六号第二項第一号ロ(1)から(3)までに規定する構造方法に該当するもの (新設) (新設) (新設) (2) （略）

口
(略)

口
(略)

（建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イ又は同条第二項第二号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により膜構造の建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件の一部改正）

第四条 建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イ又は同条第二項第二号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により膜構造の建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件（平成十九年国土交通省告示第八百二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イ若しくは第二号イ又は第三項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により膜構造の建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件		建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イ又は同条第二項第二号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により膜構造の建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件	
建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第一条の三第一項第一号ロ(2)iiの規定に基づき、膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造計算書を次のように定める。 一・二（略） 三 令第八十一条第三項に規定する令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算により膜構造の建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合 別表第三とする。		建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第一条の三第一項第一号ロ(2)iiの規定に基づき、膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造計算書を次のように定める。 一・二（略） （新設）	
別表第三		（新設）	
構造計算書の種類		明示すべき事項	
(一) 構造計算チェックリスト		プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種類、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項	
使用構造材料一覧表		構造耐力上主要な部分である部材（	

(二)					
基礎・地盤説明書（施	特別な調査又は研究の結果等説明書				
地盤調査方法及びその結果	構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容	特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合にあっては、その検討内容	認定番号、使用条件及び内容	法第六十八条の二十五の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあっては、その認定番号、使用条件及び内容 使用する指定建築材料が法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあっては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号	接合部を含む。）に使用される全ての材料の種別（規格がある場合にあっては、当該規格）及び使用部位 使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法

部材断面表	略軸組図	略伏図	行規則第一条の三第一項の表三中の規定に基づき国土交通大臣があらかじめ適切であると認定した算出方法により基礎ぐいの許容支持力を算出する場合で当該認定に係る認定書の写しを添えた場合にあつては、当該算出方法に係る図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）				
			地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置	地下水位（地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。）	基礎の工法（地盤改良を含む。）の種類、位置、形状、寸法及び材料の種類	構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値	地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法
			各階の構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置			全ての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置	
			各階及び全ての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様				

荷重・外力計算書									
応力計算書（応力図及び基礎反力図を含む。）	固定荷重の数値及びその算出方法								
	各階又は各部分の用途ごとに算出した積載荷重の数値及びその算出方法	各階又は各部分の用途ごとに算出した特殊な荷重の数値及びその算出方法	積雪荷重の数値及びその算出方法	風圧力の数値及びその算出方法	地震力の数値及びその算出方法	膜面の張力の数値及びその算出方法	土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法	略伏図上に記載した特殊な荷重及び膜面の張力の分布	構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法
地震時（風圧力によって生ずる力が地震力によって生ずる力を上回る場合にあつては、暴風時）における柱									

断面計算書（断面検定 比図を含む。）					が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率 平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第一号様式に定める応力図及び同告示別記第二号様式に定める基礎反力図に記載すべき事項
告示第五第二項に規定する構造計算の計算書	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の応力度と許容応力度の比率	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の許容応力度	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の応力度	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、部材に付す記号、部材断面の仕様、部材に生じる荷重の種別及び当該荷重が作用する方向	

(四)				(三)			
使用構造材料一覧表				相対変形量に関する計算書	使用上の支障に関する計算書	基礎ぐい等計算書	
平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第三号様式に定める断面検定比図に記載すべき事項	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構する構造計算の計算書			告示第五第三項に規定する構造計算の計算書	告示第五第一項第四号に規定する構造計算の計算書		
	使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法						
使用する指定建築材料が法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあつては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号				屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用される全ての材料の種類（規格がある場合にあつては、当該規格）及び使用部位			

荷重・外力計算書		風圧力の数値及びその算出方法
応力計算書	屋根ふき材等計算書	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法
告示第五第五項に規定する構造計算の計算書		
構造計算書の作成に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。 一 確認申請時に提出する構造計算書には通し頁を付すことその他の構造計算書の構成を識別できる措置を講じること。 二 建築物の構造等の実況に応じて、当該建築物の安全性を確かめるために必要な図書の追加、変更等を行うこと。 三 他の構造を併用する建築物にあつては、それぞれの構造種別に応じて構造計算書を作成すること。 四 この表の略伏図及び略軸組図は、構造計算における架構の様相を示した図に代えることができるものとするほか、プログラムによる構造計算を行わない場合にあつては省略することができるとする。		

附 則

この告示は、公布の日から施行する。